

シリ丹バレー推進協議会
令和7年度たんばL P S チャレンジ事業運営管理業務仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度たんばL P S チャレンジ事業運営管理業務

2 事業の目的

丹波地域における地域課題解決等に資するビジネスプラン等を募集し、セミナーや審査・プレゼンテーションを通じてプランをさらに磨き上げ、丹波地域内外で活躍する起業家の支援・事業実現を目指す「たんばL P S (Local problem solution) チャレンジ事業」を実施する。

3 事業実施期間

契約締結日～令和8年3月31日（火）

4 事業限度額

6, 0 0 0, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税含む）

5 委託者

シリ丹バレー推進協議会(兵庫県丹波県民局県民躍動室内)

6 委託する業務内容

十分な人員確保・運営体制を構築したうえで、下記(1)～(4)を基本に、委託者との協議の上、企画・実施すること（下記(1)～(4)について、委託者は、受託者による代替案、委託者との協働等の追加提案を受け付ける。）。

なお、委託者と調整のうえ、本事業全体の計画書や工程表を作成し、事前に委託者の承認を得ること。また、本事業に従事するものについて、氏名及び主な実績等を提案書に記載すること。

(1) 事業の企画、運営業務全般

① ビジネスプランの募集、受付及び整理等

ア 受託者は、委託者と協議の上、募集計画（募集対象、募集方法、P R 方法等）を策定し、効果的にビジネスプランの募集を行うこと。

イ 募集にあたり必要な各種書類（募集要項、応募様式等）を作成し、募集チラシの作成、ホームページやSNS等を通じてたんばL P S チャレンジ事業応募者（以下、応募者という。）の目標数（10者程度）確保に努めるほか、丹波県民局管内の市（丹波篠山市・丹波市）や商工会をはじめとする支援機関等と連携し、応募者確保に努める。

ウ 応募書類の受付、整理を行い、応募者情報の一覧を作成し委託者へ提出すること。

エ 応募者の範囲は、以下を満たす者（個人・法人等）を応募対象とする。

① 丹波地域内における地域課題解決等に資するビジネスプランをもつ者

② ビジネスプランは、計画段階から事業開始段階（※売上・利益が充分でないもの）であり、事業の拡大を目指す者

- ③ 創業前、もしくは新規事業を開始後概ね5年以内の個人・法人等であること
 - ④ 丹波地域に事業拠点がある、もしくは丹波地域で事業を実施する意思がある者。
- オ 応募者多数の場合（10者以上超えた場合）は、申込の内容から選考を行う。選考の基準については委託者と協議をし、決定・採択をする。

② セミナーと個別支援（メンタリング）

- ア 応募締め切り前にプレイベントを1回以上実施する。広く参加を募り、多数の応募につながるような内容にする。
- イ 応募までに事前にアドバイスを希望する者に対してはフォローを行う。
- ウ 採択をした応募者（以下、採択者という。）に対して、ビジネスプランをブラッシュアップし、事業実現・拡大を目的とするセミナーを4回以上実施する。そのうち1回は丹波地域での起業の理解促進を促す内容とすること。
- エ 上記のセミナーに加えて採択者に対して個別支援（メンタリング）を採択者の状況に合わせて、資金調達、経営、法務、人材確保など必要な知識・スキルのサポートする内容で採択者1名あたり3回以上行う。
- オ 個別支援（メンタリング）とは別で、審査会のプレゼンテーションに向けて資料の作成やプレゼンテーションの技術等の指導の希望があった場合は指導・支援を行う。
- カ セミナーの開催は、丹波地域内での開催を基本とするが、採択者の利便性、支援の効率性も考慮し、オンラインとのハイブリッドでの実施でも可能とする。
- キ セミナーは、丹波地域の先輩起業家をはじめ、事業拡大に係る知識・情報を共有できる講師を招くこと。
- ク 採択者へのサポートをコーディネートする担当者を配置し、効率的、効果的な事業実施を図ること。

③ 審査会及び交流会の企画・運営

- ア 採択者の中から、最優秀賞・優秀賞・特別賞を決める審査会（公開プレゼンテーション）を実施すること。
 - イ 審査に係るスケジュール調整、審査会場の準備、審査資料の作成、採択者との連絡調整、審査結果の集計及びその他必要な業務を行う。
 - ウ 審査会の企画案（時期、プレゼンテーション方法、審査委員や審査基準の設定、受賞者への表彰、交流会を含む）を作成し、委託者と協議の上、実施すること。
 - エ 審査会については、プレゼンテーションの他、審査員の講評、現地参加者の交流会も行うこと。
 - オ 優秀なプレゼンテーションをした応募者に対して「最優秀賞」「優秀賞」「特別賞」を決め、表彰を行う。
 - カ 審査会は丹波地域内の公共ホール等での公開実施（オンライン配信含む）とする。実施について広くPRし、丹波県民局管内の市や県内金融機関や商工会をはじめとする支援機関等と連携し実施をPRするほか、募集チラシの作成、ホームページやSNS等を通じて参加者募集に努めること。
- また、丹波地域の住民、地域内外の企業・事業所、採択されなかった応募者などにも広く案内を行い、多くの参加者があるよう工夫すること。

キ 審査会終了後に、採択者と金融機関や投資家等とをつなげる場として交流会を行う。

ク 金融機関、投資家、起業家及び中小企業等支援機関など創業・起業関係者や丹波県民局管内両市等の創業支援担当者に審査会及び交流会への参加を呼びかけ、採択者とビジネスマッチングの場となるよう企画すること。

※なお、受賞者に対しては①R8年度補助金優遇措置②専門家による事業拡大の支援等を予定している。

④ 令和6年度たんばLP Sチャレンジ事業最優秀賞・特別賞受賞者へのフォロー

令和6年度たんばLP Sチャレンジ事業において最優秀賞・特別賞を受賞した計3名について、令和7年度中に1名あたり3回程度各人の状況・希望に応じたメンタリングや専門家からの助言・指導を行い、事業実現、拡大に向けた支援をすること。

(2) 広報業務

① 広報用ホームページの開設と広報物の作成

ア ビジネスプラン募集用のホームページを作成すること。

イ 事業募集・審査会観覧募集チラシ、審査会の当日プログラム等の広報物を作成すること。

② 事業の効果的・効率的なPR

ア 受託者が持つコネクションを活かした効果的な広報活動を行うこと。

イ 上記(1)及び(2)の業務において、兵庫県や丹波地域をはじめとする他の行政機関、金融機関、支援機関等が実施する起業・スタートアップ支援施策等と効果的な連携を企画し、本事業成果の最大化に努めること。

(3) 実績報告

事業完了後、委託者に実績報告書を提出する。報告書には、次の内容を含めること。

ア 次年度の企画検討のため、応募者や支援機関、審査会観覧者などの関係者に対して事業効果等に関するアンケート調査を行い、その結果を記載すること。特に、応募者には全員にアンケート調査を行うこと。

イ セミナー、審査会、交流会などの事業実施の様子を映した写真や広報物の作成・配布状況、応募件数とブラッシュアップ等サポート実施状況、セミナーの様子、審査会の結果、アフターフォローの状況、全体を踏まえた改善点など委託事業実施にあたり行った各種取り組みの状況と結果について、件数・回数等を記載すること。

(4) その他

ア 本事業で実施する募集・受付、応募者へのサポート（ビジネスプランのブラッシュアップ、セミナー等）、審査会、交流会など一連の主要な項目について、必要な準備期間等を踏まえた全体スケジュール案を企画提案書に盛り込むこと。

イ 本事業の実施にあたり受託者は責任者を決定し、業務の進行・実施状況を把握するとともに適切なスケジュール設定、スケジュール管理に努め、委託者と協議・調整を綿密に行うこと。（事業実施体制について企画提案書に盛り込むこと。）

ウ 協議・調整において、委託者と受託者双方で確認の上、業務の内容を修正し、又は

変更することがある。受託者は、委託者が求めた場合、修正、変更した業務内容を記載した業務計画書を委託者へ提出すること。

エ 本業務実施中は、事業進捗状況を定期的に委託者に報告するとともに、全体のスケジュール管理や作業工程・実績管理、成果・改善について、定期的に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打合せにより委託者等との協議調整を行うこと。また、随時、委託者の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。

なお、本業務の目的に資する業務内容があれば提案し、委託者等と協議のうえ実施すること。

オ 業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しない。

カ 個人情報等の管理にあたって、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。

キ 受託者は、著作権や肖像権の侵害がないようにし、許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。

ク 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令、個人情報の保護に関する法律及び条例その他関係法令等を遵守すること。

また、この仕様書のほか、暴力団の排除、公正な業務執行、個人情報の保護及び適正な労働条件の確保に関しては委託契約書の特記事項にて定める。

ケ 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理 部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を実行委員会に提出し、実行委員会の書面による承認を得た場合は、実行委員会が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。